

2024年11月13日（水）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 渡辺、山田
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、福嶋
内線 3050、3057
ダイヤル 052-954-6225

瀬戸市における土壌汚染について

有限会社瀬戸日陶産業（瀬戸市）の土地所有者が、瀬戸市内の同社作業場跡地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、土地所有者等に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

有限会社瀬戸日陶産業の土地所有者

(2) 報告年月日

2024年11月13日（水）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県瀬戸市東明町^{とうめいちょう}72番1、72番7、97番2並びに97番、98番2及び98番5の各一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
六価クロム 化合物	0.12mg/L (2.4倍) ^{注1}	0.05mg/L 以下	0～0.5m	2 / 7
鉛及び その化合物	0.081mg/L (8.1倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.8m	4 / 7
ほう素及び その化合物	2.8mg/L (2.8倍) ^{注1}	1mg/L 以下	0～0.5m	3 / 7

注1：（）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注4}
鉛及び その化合物	1,300mg/kg (8.7倍) ^{注3}	150mg/kg 以下	0～1.75m	4 / 7

注3：（）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注4：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

土地所有者等は、地下水モニタリングの措置を講じる予定です。また、飛散等防止のためアスファルト舗装により地表面を被覆する措置を講じる予定です。

県は、土地所有者等に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 連絡先

有限会社瀬戸日陶産業 代表取締役 すずき たかひろ 鈴木 隆浩

住所：愛知県瀬戸市川端町一丁目 67

電話：0561-82-2228

4 調査対象地の概要

(1) 面積

623.77 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1965年頃から2019年まで、陶磁器の製造・販売を行う有限会社瀬戸日陶産業の敷地として利用されてきました。

今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において、陶磁器類の釉薬ゆうやくとしての取扱履歴るうえいがありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○基準を超過した特定有害物質について

・六価クロム化合物

六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られています。また、鼻の粘膜やのどへも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがあります。

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

・ほう素及びその化合物

急性毒性としては、悪心、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ホウ酸の中毒量は成人で1～3g、経口致死量は成人で15～20g、幼児で5～6g、乳児で2～3gとされています。また、慢性毒性としては、ホウ酸水でうがいを続けたときなどに起きる食欲不振・無力症等のほか、ホウ酸を添加した食品の摂取による消化管障害の報告があります。

(参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編)